

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程等の一部を改正する規程	1

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

- 高知県告示第704号
- 高知県議会告示第6号
- 高知県教育委員会告示第7号
- 高知県警察本部告示第4号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則

（昭和32年10月

高知
高知
高知
高知

- 県告示第645号
 - 県議会議長告示第1号
 - 県教育委員会告示第30号
 - 県警察本部告示第1号
- 平成20年11月28日

の一部を次のように改正する。

高知県知事	尾崎 正直
高知県議会議長	西森 潮三
高知県教育委員会委員長	宮地 彌典
高知県警察本部長	平井 興宣

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の

地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第8条の見出し中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この就業規則は、平成20年12月1日から施行する。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第17号

高知県公営企業局職員就業規程等の一部を改正する規程
(高知県公営企業局職員就業規程の一部改正)

第1条 高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第29条第3項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(高知県公営企業局契約規程の一部改正)

第2条 高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「資本金、基本金その他これらに」を「基本財産その他これに」に、「出資」を「拠出」に、「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、同条第2項第2号中「以下の条」を「第4項」に改め、同条第3項中「保証事業会社の」を「保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下この項において同じ。)の」に改め、「、それぞれ」を削る。

(高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第3条 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を

「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第4条第2項第2号中「公益法人等派遣職員の公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣職員の公益的法人等派遣条例」に改め、同項第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第21条第4項第1号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第23条の見出し中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。